

プラスチック一括回収の実施について

1 概要

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、「市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されたことから、城南衛生管理組合と組合構成の3市3町において協議を続けてきた。

現在、資源物としてプラスチックを分別収集しているのは、ペットボトルとプラマークが入ったプラスチック製容器包装（以下「プラマーク製品」という。）の2品目となっている。

令和6年度中にリサイクルセンター長谷山での受入体制の確保及び分別基準等の協議が整ったことから、以下のとおり100%プラスチック製品の一括回収（ペットボトルを除く）を開始する。

2 分別基準等について

名 称	プラスチック資源（プラマーク製品から変更）
性 状	100%プラスチック製品
大 き さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一辺の長さが50cm未満 ・ 厚み5mm未満 ・ 45リットルのごみ袋に入るもの
排 出 方 法	プラマーク製品と一緒に同じ袋で排出
除 外 品 (代表例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトル ・ 小さく飛散する可能性のあるもの（ビーズクッションの中身等） ・ 医療器具 ・ 汚れが付着しているもの

3 今後の予定

令和7年	6月～	H P、S N S、広報による概要周知
	7月～	市民への説明会
令和8年	2月～	H P周知掲載
	3月	広報じょうよう掲載・周知 (3月1日号)
	4月(予定)	プラスチック資源回収開始